大田区が調停案を不合理であると考える理由

1 現在の水際線からの等距離線を採用すると、これまで広く埋立地を編入してきた自治体が、今後も多くの面積を編入し続け、極めて不合理です。

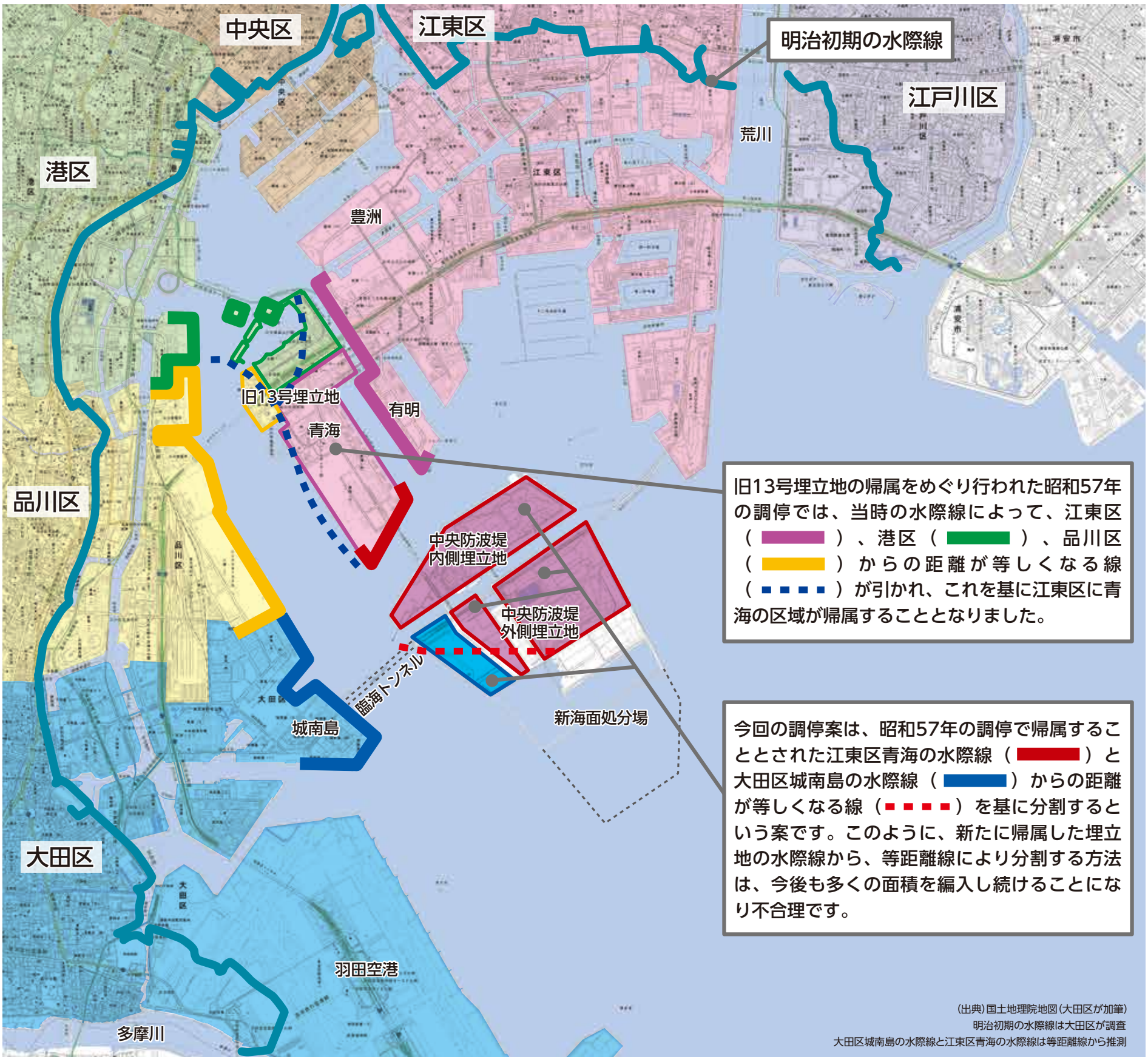

旧13号埋立地の帰属をめぐり行われた昭和57年の調停では、当時の水際線によって、江東区（　）、港区（　）、品川区（　）からの距離が等しくなる線（　）が引かれ、これを基に江東区に青海の区域が帰属することとなりました。

今回の調停案は、昭和57年の調停で帰属することとされた江東区青海の水際線（　）と大田区城南島の水際線（　）からの距離が等しくなる線（　）を基に分割するという案です。このように、新たに帰属した埋立地の水際線から、等距離線により分割する方法は、今後も多くの面積を編入し続けることになり不合理です。

（出典）国土地理院地図（大田区が加筆）
明治初期の水際線は大田区が調査
大田区城南島の水際線と江東区青海の水際線は等距離線から推測

2 調停案では、かつて多くの大田区民が海苔養殖を営んでいた歴史的沿革が十分に評価されていません。境界の確定には歴史的な沿革を正しく評価するべきです。

▶空から見た、昭和30年代の海苔養殖場。田畑のように区画され、多くの大田区民が利用していました。

▼真冬の海に手を入れ、海苔を収穫していました。あまりの冷たさに、手の感覚が無くなることもあったといいます。

大田区の主な主張

この地域における海苔養殖の歴史的沿革

○中央防波堤埋立地となっている場所は、かつて多くの大田区民が、田畑のように区画された海面を占有し、海苔養殖を営んでいました。

○大田区は、中央防波堤埋立地となっている場所において、社会・経済生活上、圧倒的に密接な関係を有していました。

大田区空港臨海部との一体的なまちづくり

○大田区空港臨海部は、羽田空港と東京港を擁し、陸・海・空が結節する要として、東京の国際競争力強化を支える重要な地域です。この地元である大田区に、中央防波堤埋立地を帰属させ、空港臨海部の機能を一体的に活用したまちづくりを進める必要があります。

○大田区空港臨海部のスポーツ拠点・レジャー拠点と、一体的かつ有機的に活用し、総合的なスポーツエリアが形成できます。